

# 主要国モデル投資協定の比較

2012年3月14日

外務省

## 米国モデル投資協定(2004年)

### 1. ルール

#### (1) 収用の範囲

環境や公衆衛生等の公共福祉目的の措置を無差別にとることは、原則、間接収用を構成しない旨明記

#### (2) 公正・衡平な待遇

外国人の待遇に関する国際慣習法上の最低基準が要求する待遇を超える待遇を与えるものではない旨明記

### 2. ISDS規定

#### (1) ISDSの対象

締約国の投資協定違反, 投資契約違反, 投資の許認可違反により, 投資家が損害を被った紛争

#### (2) 利用可能な仲裁機関・規則

① 投資紛争解決国際センター(ICSID)条約による仲裁

② ICSID追加的制度規則による仲裁

③ 国際連合国際商取引法委員会(UNCITRAL)仲裁規則による仲裁

④ その他, 当事者が合意する機関又は仲裁規則による仲裁

#### (3) 透明性

裁定や審理の原則公開

## カナダ・モデル投資協定(2004年)

### 1. ルール

#### (1) 収用の範囲

環境や公衆衛生等の公共福祉目的の措置を無差別にとることは、原則、間接収用を構成しない旨明記

#### (2) 公正・衡平な待遇

外国人の待遇に関する国際慣習法上の最低基準が要求する待遇を超える待遇を与えるものではない旨明記

### 2. ISDS規定

#### (1) ISDSの対象

締約国の投資協定違反により, 投資家が損害を被った紛争

#### (2) 利用可能な仲裁機関・規則

① ICSID条約による仲裁

② ICSID追加的制度規則による仲裁

③ UNCITRAL仲裁規則による仲裁

④ その他, 締約国で構成される委員会で承認された規則による仲裁

#### (3) 透明性

裁定や審理の原則公開

## フランスモデル投資協定(2006年)

### 1. ルール

#### (1) 収用の範囲

米国モデル投資協定のような公共福祉目的の措置に関する規定はない

#### (2) 公正・衡平な待遇

国際法の原則に基づく公正・衡平待遇を与える旨規定(国際慣習法上の最低基準に限定していない)

### 2. ISDS規定

#### (1) ISDSの対象

投資に関する紛争

#### (2) 利用可能な仲裁機関・規則

ICSID条約による仲裁に限定

#### (3) 透明性

協定上は規定がないため、仲裁規則に従う  
(ICSID仲裁規則では、紛争の付託や仲裁判断の概要は原則公表)

## ドイツ・モデル投資協定(2008年)

### 1. ルール

#### (1) 収用の範囲

米国モデル投資協定のような公共福祉目的の措置に関する規定はない

#### (2) 公正・衡平な待遇

公正・衡平待遇を与える旨規定(国際慣習法上の最低基準に限定していない)

### 2. ISDS規定

#### (1) ISDSの対象

投資に関する紛争

#### (2) 利用可能な仲裁機関・規則

① ICSID条約による仲裁

② ICSID追加的的制度規則による仲裁

③ UNCITRAL仲裁規則による仲裁

④ 国際商業会議所(ICC), ロンドン国際商事仲裁裁判所(LCIA), スtockホルム商業会議所仲裁裁判所(SCC)の仲裁規則による仲裁

⑤ その他, 当事者が合意する紛争解決方法

#### (3) 透明性

協定上は規定がないため、仲裁規則に従う

# 我が国が近年締結した投資関連協定

## 日スイスEPA(2009年)

### 1. ルール

#### (1) 収用の範囲

米国モデル投資協定のような公共福祉目的の措置に関する規定はない

#### (2) 公正・衡平な待遇

公正・衡平待遇を与える旨規定(国際慣習法上の最低基準に限定していない)

### 2. ISDS規定

#### (1) ISDSの対象

締約国の投資章違反により、投資家が損害を被った紛争

#### (2) 利用可能な仲裁機関・規則

①ICSID条約による仲裁

②ICSID追加的制度規則による仲裁

③UNCITRAL仲裁規則又は紛争当事者が合意する他の規則による仲裁

#### (3) 透明性

協定上は規定がないため、仲裁規則に従う

## 日ペルーEPA(2012年)<sup>(注)</sup>

### 1. ルール

#### (1) 収用の範囲

一定の公共福祉目的の措置を無差別に執ることは、原則、間接收用を構成しない旨明記

#### (2) 公正・衡平な待遇

外国人の待遇に関する国際慣習法上の最低基準が要求する待遇を超える待遇を与えるものではない旨明記

### 2. ISDS規定

#### (1) ISDSの対象

締約国の投資協定違反により、投資家が損害を被った紛争

#### (2) 利用可能な仲裁機関・規則

①ICSID条約による仲裁

②ICSID追加的制度規則による仲裁

③UNCITRAL仲裁規則による仲裁

④その他、合意される他の仲裁規則による仲裁

#### (3) 透明性

協定上は規定がないため、仲裁規則に従う

(注) 日・ペルー投資協定(2009年)を組み込む